

健 第 7 4 3 3 号
令和2年（2020年）3月5日

一般社団法人佐賀県医師会長
郡 市 医 師 会 長
一般社団法人佐賀県歯科医師会長
一般社団法人佐賀県薬剤師会長
公益社団法人佐賀県獣医師会長
公益社団法人佐賀県看護協会
一般社団法人佐賀県臨床検査技師会長

様

佐賀県健康福祉部健康増進課長
(公 印 省 略)

「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への
受診調整について（通知）

本県の感染症行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきましては、令和2年2月27日付けで新型コロナウイルス感染症対策本部
感染症課から事務連絡があり、帰国者・接触者相談センターへの相談後のフローが示されました。
つきましては、適切な運用をお願いするとともに、貴会員への周知をお願いします。

佐賀県健康福祉部健康増進課
感染症対策担当 南
TEL：0952-25-7075
FAX：0952-25-7268
E-mail：kansensyou@pref.saga.lg.jp

各都道府県衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルス感染症対策本部

「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整
について（周知）

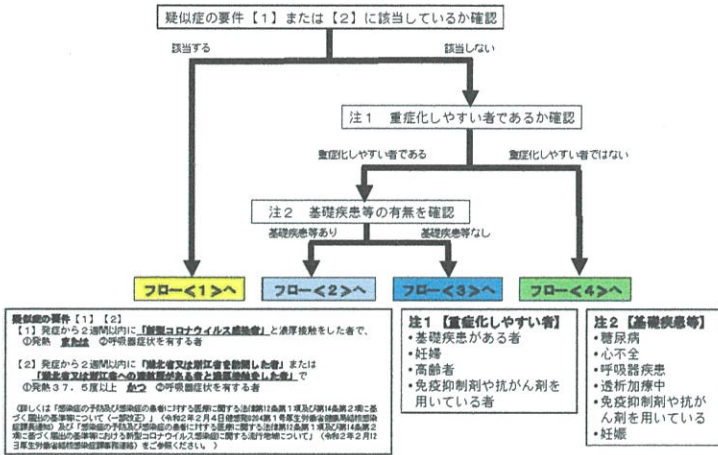
新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制については、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和 2 年 2 月 1 日付け事務連絡）において「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置を依頼し、それらについての補足資料を数次にわたり発出し、令和 2 年 2 月 21 日付けで「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その 5）」の事務連絡を発出したところです。

当該事務連絡においては、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて、「帰国者・接触者相談センター」から「帰国者・接触者外来」への受診調整を行うべき方について、再整理を行い、別添資料である「帰国者・接触者相談センターへの相談後のフロー」において、フローチャートの形で示しております。各都道府県においては、このフローに従って「帰国者・接触者外来」へ受診調整が必要な方に対して帰国者・接触者外来の連絡先等の伝達等が適切になされるよう改めて「帰国者・接触者相談センター」へ周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

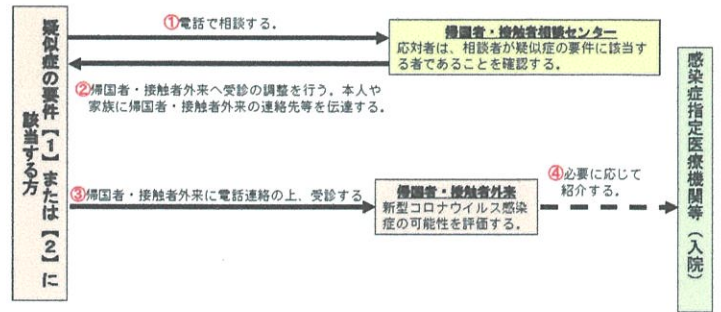
また、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」（令和 2 年 2 月 17 日付け事務連絡）で周知を依頼した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた「帰国者・接触者相談センター」の対応についても、補足資料の内容を更新しましたので、内容を御了知の上、関係各所へ周知を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日付で、新型コロナウイルス感染症対策本部より、PCR 検査に関して、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）を別添のとおり発出しておりますので、併せて御承知おきいただきますようお願いいたします。

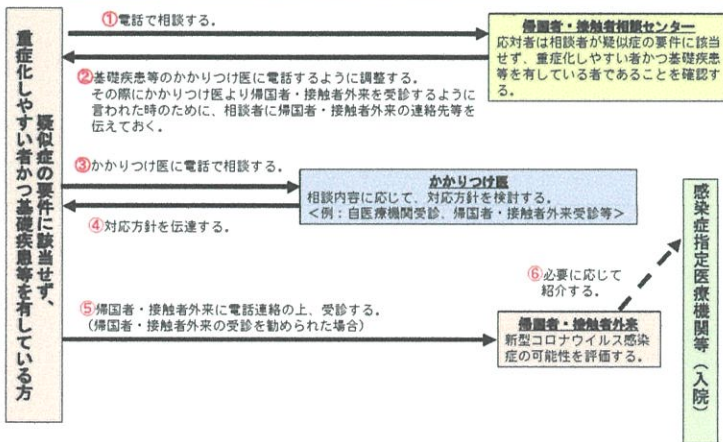
【連絡先】 新型コロナウイルス感染症対策本部
医療体制班 03-3595-2194



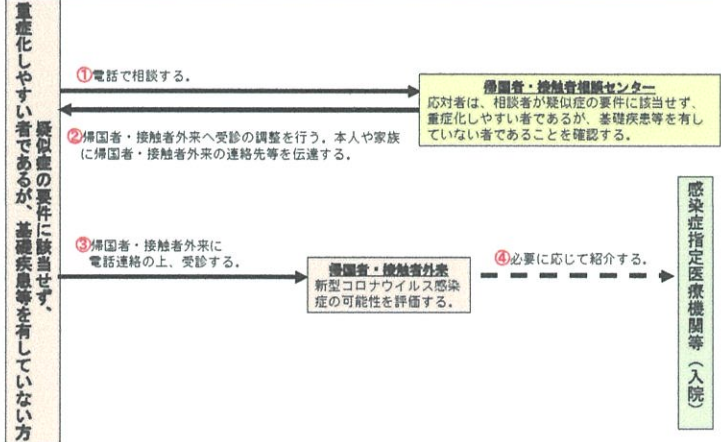
フロー<1>



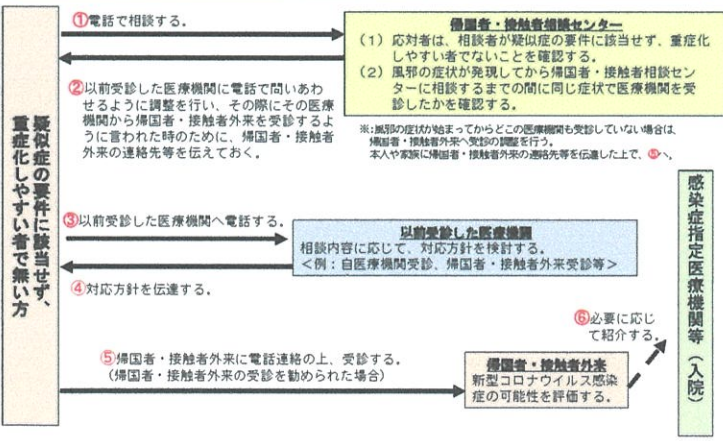
フロー<2>



フロー<3>



フロー<4>



新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A

(第6版)

○全般について

(問1)「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者センター」を設置する目的は何ですか。

(答) 感染が疑われる場合に、どこの医療機関を受診すべきかが分からないという住民の方々の不安を軽減し、また、患者を診療体制等の整った医療機関に確実に運ぶにつなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延をできる限り防止する観点から設置するものです。

(問2)「帰国者・接触者外来」は、いつまで継続すればよいのですか。

(答) 新型コロナウイルス感染症が、仮に地域全体にまん延した場合には、「帰国者・接触者外来」を中止し、原則全ての一般の医療機関において、新型コロナウイルス感染症の診療を行う体制に移行します。なお、当該時期の判断の検討指標等の事項については、追ってお知らせします。

(問3) 新型コロナウイルスに係る医療体制を整備するにあたり、調整すべき関係機関はありますか。

(答) 地域の医療関係団体と調整の上、新型コロナウイルスに係る医療体制を整備してください。なお、厚生労働省において、日本医師会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本病院会、全日本病院協会、保健所長会等と整備の仕組みについて調整済みです。

(問4) 住民に対しどのような周知を行うのですか。

(答) 都道府県のホームページや広報紙などを活用して、「帰国者・接触者外来」の対象者や役割、受診手順等の情報の周知をお願いします。

また、その際、感染が疑われる場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡することとあわせて、「帰国者・接触者相談センター」の電話番号を周知してください。

なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所の一般への公表については原則行わないものとします。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じて疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなった

としても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではありません。

(問5)「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置に当たって参考にするべきものはありますか。

(答) 「新型コロナウイルス対策ガイドライン（平成30年6月21日一部改定）」の「VI 医療体制に関するガイドライン」を参考にしてくださいが可能です。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fuul/keikaku/pdf/h300621g_guide/line.pdf

(問6)「帰国者・接触者外来」の受診者数等について、翌日までに厚生労働省宛てに報告することとなっておりますが、「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関が土日祝日等で休診している場合も報告が必要でしょうか。

(答) 土日祝日等で医療機関が休診している場合は必要ありません。

ただし、「帰国者・接触者相談センター」がやむを得ず休診している「帰国者・接触者外来」を紹介し、診察を行った場合は報告が必要です。

また、休診中に診察を行っていないことの確認についても休診明けにご確認をお願いします。

(問7) 政令市・保健所設置市における「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等については、都道府県から報告すればよいでしょうか。

(答) 各都道府県において取りまとめの上、ご報告をお願いします。

(問8)「帰国者・接触者相談センター」に相談した後、「帰国者・接触者外来」を受診するまでの流れを教えてください。

(答) 「帰国者・接触者相談センター」へ相談後のフロー（別添1）をご参照いただき、都道府県医師会などの地域の医療関係団体と調整の上、地域の実情に応じて適切に対応してください。

○「帰国者・接触者相談センター」について

(問1)「帰国者・接触者相談センター」設置の目的は何ですか。

(答) 電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ確実に受診させるよう調整

を行うこと等により、感染症のまん延をできる限り防止することです。

(問2)「帰国者・接触者相談センター」の設置に関する留意事項について教えてください。

(答)「帰国者・接触者相談センター」は2月上旬を目途に、各保健所等に設置してください。

「帰国者・接触者相談センター」の対応時間は、症状の出現や急変があった場合に、住民の方がいつでも即座に相談できるよう、24時間対応可能としてください。その際、夜間・土日は都道府県で一括して窓口を設置するといった方法も考えられるため、貴管下の市区町村の状況に応じて適切に対応してください。また、問い合わせ数に応じて、道直関係機関に協力を要請し、十分な人員及び電話回線数を確保するようにしてください。なお、「帰国者・接触者相談センター」の受付時間を周知徹底し、逐次HP等により周知してください。

(問3)「帰国者・接触者相談センター」では何をを行いますか。

(答)

- ・自らが疑い例と思われる者等から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」の受診が必要かどうかを判断してください。
- ・「帰国者・接触者外来」の受診が必要となつた場合は、「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝えとともに、受診前に「帰国者・接触者外来」に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等の受診時に必要と思われれる事項について問い合わせるよう説明してください。

・住民の方には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」について（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課連絡）の別紙「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」うち、「2. 帰国者・接触者相談センター」に御相談いただく目安（以下「相談の目安」という）を周知していますので、電話で相談があった場合には、「相談の目安」を踏まえて整理した別添1「帰国者・接触者相談センターへ相談後のフロー」を参考に、地域の実情に応じて適切に対応をお願いします。

(問4)「帰国者・接触者相談センター」において、疑い例で症状が重いつい方から連絡があった場合、入院加療を考慮して感染症指定医療機関を重複、案内してもよいでしょうか。

(答) 入院加療が必要かどうかの判断は、原則、「帰国者・接触者相談センター」ではなく医療機関である「帰国者・接触者外来」にて、医師により行われるものと思われれますので、速やかに「帰国者・接触者外来」を案内してください。

なお、相談内容によっては、感染症病床がある感染症指定医療機関に設置している「帰国者・接触者外来」を案内することも検討するなど、柔軟に対応いただくことは差し支

えありません。

(問5)「帰国者・接触者相談センター」に一般の医療機関からの連絡も想定されますか。

(答)「帰国者・接触者相談センター」に一般の医療機関からの連絡があることも想定されます。連絡があった際、疑い例に該当する方が一般の医療機関を受診している場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう、その医療機関からその方に伝えるようお願いしてください。加えて、当該医療機関を受診して「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう案内されたことを、「帰国者・接触者相談センター」で伝えるように、その方に対して説明するよう、その医療機関へお願いしてください。

そのため、一般の医療機関で、疑い例の定義「工：発熱、呼吸器症状その他の感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものに該当すると判断された方から、医療機関で疑い例に該当すると判断されたと相談される場合もありますので、ご留意ください。

なお、一般の医療機関を受診した患者が医学的に疑い例の定義のいずれにも該当しない場合であっても、新型コロナウイルス感染症に限らず重篤な感染が疑われる場合は、従前のとおり、一般の医療機関から感染症指定医療機関等を紹介する場合は、ご留意ください。

(問6)「相談の目安」の記載事項に該当するとして「帰国者・接触者相談センター」に連絡があった場合、すべての方を「帰国者・接触者外来」への受診を調整することとなるでしょうか。

(答) 重症化しやすい方か、基礎疾患等があるかについて確認していただき、必要に応じてかかりつけ医へ電話による調整することも検討してください。また、一度かかりつけ医等の一般の医療機関を受診し、疑い例等であるため「帰国者・接触者外来」を受診すべき方と判断された後、「帰国者・接触者相談センター」へ相談している場合もありますので、疑い例の定義「工」に該当すると判断されたかなど一般の医療機関での診察の有無やその結果を詳細に聞き取った上で、「帰国者・接触者外来」への受診調整を適切にご対応ください。

なお、詳細は別添1「帰国者・接触者相談センターへ相談後のフロー」を参照し、適切に対応してください。

(問7) 疑似症の定義及び「相談の目安」の記載事項に該当しない方から「帰国者・接触者相談センター」に連絡があった場合、どのように対応すればよいでしょうか。(新規)

第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものと

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものです。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

※詳しくは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等」について(一部改正)「(令和2年2月4日健感発0204第1号)及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等」における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」(令和2年2月12日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)を参照してください。

(問3) 新型コロナウイルス感染症が疑われる方と一般の患者とで入口を分ける必要はありますか。

(答) 可能な限り、一般の患者と入口を含め動線を分けることが望ましいです。

(問4) 「帰国者・接触者外来」の診察室について、他の診察室と分けることが望ましいとされているが、降圧の設備も必要でしょうか。

(答) 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう可能な限り動線・診察室を分けている場合、必ずしも降圧の設備を必要とはしておりません。

(問5) 疑い例に該当した方が「帰国者・接触者外来」を受診する際、付き添いの方も「帰国者・接触者外来」に一構に入つてよるしいでしょうか。「帰国者・接触者外来」に一構に入つた時点で、付き添った方も接触歴があると判断するのでしょうか。

(答) 「帰国者・接触者外来」では、疑い例の方がほかの疾患の患者と接触しないよう、なるべく導線を分けるといった対応を行っているため、付き添いが必要な場合などを除き、原則、付き添いの方は「帰国者・接触者外来」に入るのとは避けてください。なお、当該患者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、付き添いの方が患者と同居又は長時間の接触がある場合は、接触者として14日間の健康観察対象になります。

(答) 相談内容を聞き取った後、インフルエンザ等の心配があるときは、かかりつけ医等へ御相談することをご検討ください。

○「帰国者・接触者外来」について

(問1) 「帰国者・接触者外来」の設置の際の留意事項について教えてください。

(答)

・「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける(少なくとも診察室は分けることが望ましい)、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うことができ医療機関に設置して下さい。

・まずは、感染症指定医療機関に設置することを想定していますが、地域の実情に応じ、できるだけ身近な地域で受診できる体制を整備してください。

・二次医療圏内に1箇所以上を目安として、地域の感染状況などを鑑みながら整備してください。

・平成21年の新型インフルエンザ対応時と同水準の設置件数(発熱外来は全国で約800箇所設置)を目途に、各都道府県では「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の増加に努めてください。

(問2) 疑似症の定義を教えてください。

(答) 現時点では疑い例とは、患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合をいいます。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではありません。

ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域(新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域とは中華人民共和国湖北省及び浙江省をいう)に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域(新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域とは中華人民共和国湖北省及び浙江省をいう)に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条

○一般の医療機関（「帰国者・接触者外来」を有する医療機関以外）について

(問1)「帰国者・接触者外来」を設置しない医療機関に発熱、呼吸器症状の患者が来院した場合、どのように対応したらいいですか。

(答) その方が疑い例に該当するかを確認してください。また、その際は患者にマスクを着用させる等、感染防止に努めてください。
疑い例に該当する場合は、その患者へ「帰国者・接触者相談センター」に電話でご連絡の上、「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。

(問2)「相談の目安」に該当する患者から電話があった場合は、どのように対応したらいいですか。(新規)

(答) 基礎疾患等があり、普段から当該医療機関を受診されている方から電話があった際には、感染予防策を請じ当該医療機関で対応可能かどうかを判断し、対応できない場合は帰国者・接触者相談センターに連絡し、帰国者・接触者外来等を受診することを案内してください。

当該医療機関を受診したことのない方から電話があった際は、その方の渡航歴や接触歴を確認し、相談の目安に該当し新型コロナウイルス感染症を疑う場合は「帰国者・接触者相談センター」への相談を案内してください。他の病気の可能性が高いと当該医療機関の医師が判断した場合は、当該医療機関における感染予防策の可否を踏まえ、適切に対応してください。

(問1)「帰国者・接触者外来」を設置するにあたって必要な経費の補助はあるのでしょうか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡)に基づき設置された「帰国者・接触者外来」に限り、保健衛生施設等設備整備費補助金により感染症外来協力医療機関に対して補助する設備と同等の設備を補助することとします。補助対象設備は以下のとおりです。(補助率は1/2)

- (1) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)
- (2) HEPAフィルター付パーテーション
- (3) 「个人防护具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」一式

(4)「簡易ベッド」

詳細は、「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」(令和2年2月6日・厚生労働省発健 0206 第8号)のP43及びP47を参照ください。

(問2)「帰国者・接触者外来」が保健衛生施設等設備整備費補助金の「感染症外来協力医療機関整備事業」を活用して設備を整備する場合、事後申請となっても経費補助を受けることができますでしょうか。

(答) 原則は従来どおり、事前協議が必要となりますが、今回については「保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱」の改正に係る事務手続が令和2年2月1日に間に合わなかったため、特例的に「新型コロナウイルス感染症に対応した医療提供体制について」(令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡)が発出された令和2年2月1日以降に整備した設備で、(問1)の回答にある(1)～(4)に該当する設備は補助対象とします。

なお、令和2年2月1日より前に整備したものは、上記(1)～(4)に該当する設備であっても補助対象にはなりませんので注意してください。

(問3)「帰国者・接触者相談センター」を設置するにあたって必要な経費の補助はあるのでしょうか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」(令和2年2月1日厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡)に基づき設置された「帰国者・接触者相談センター」及びこれに準じて今般の新型コロナウイルス感染症に対応するために新たに設置した相談窓口に限り、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の「感染症予防体制整備事業」により補助することとします。(補助率は1/2)

詳細は、「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」(令和2年2月19日・厚生労働省発健 0219 第2号)を参照ください。

○その他

(問1)保育所や学校、社会福祉施設等に通っている子どもや児童生徒、利用者等の感染が疑われる場合、どの様に対応すればよいでしょうか。

(答) 施設の職員や教職員等は、保育所や学校、社会福祉施設等で感染が疑われる子どもや児童生徒、利用者等がいた場合、速やかにその旨を本人又は保護者へ案内してください。その場合、本人又は保護者は、他人との接触を避け、マスクを着用し、最寄りの「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談の上、「帰国者・接触者外来」を受診してください。

(参考)

「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598105.pdf>

「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」(令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000598104.pdf>

「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」(令和2年2月18日文科科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_kouhou02-000004520_2.pdf

「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(令和2年2月18日文科科学省総合教育局生涯学習推進課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_kouhou02-000004520_3.pdf

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 7 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたところです。

今般、行政検査の対象者などの事項について、改めて別紙のとおりとりまとめましたので、内容を御了知の上、関係各所への周知の程よろしく申し上げます。

特に、「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）」（令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡）において、検査受託の協力について依頼したところですが、医師の判断を踏まえた行政検査を積極的に行っていただくよう申し上げます。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、基準に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の場合についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

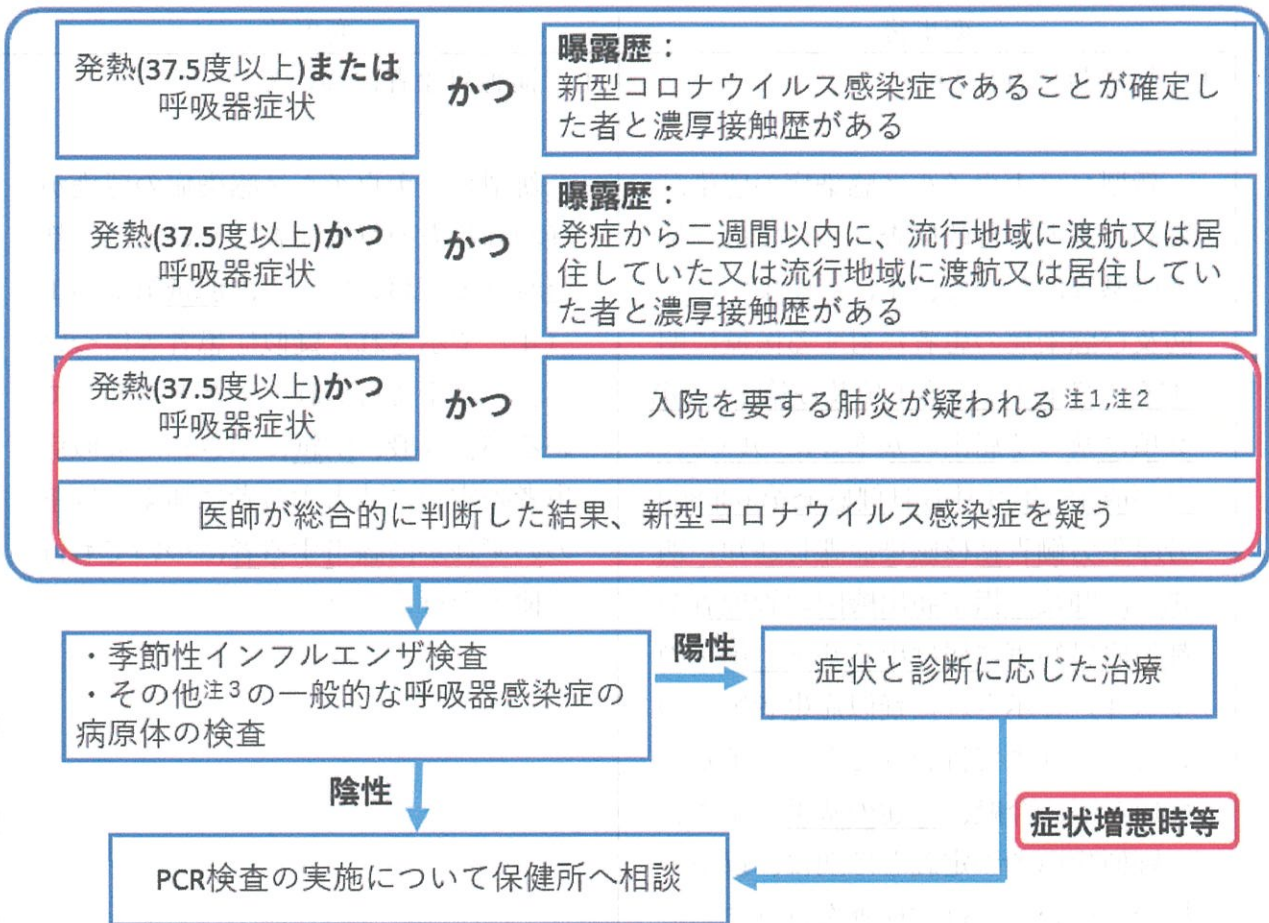
2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

- （1）以下の検査を行った上で、陰性であった場合にはPCR検査を実施すること
 - ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
 - ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査
- （2）（1）について、結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査と並行してPCR検査を行うこと

<参考>

○検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※ 赤枠は別紙の1に該当する部分

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項について」(令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

○「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について(依頼)」(令和2年2月25日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡)

○「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）からの変更点（下線部が変更点）

変更後	変更前
<p>1 検査対象者について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について</u>」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「<u>医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</u>」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、<u>前述の基準</u>に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の<u>場合</u>についても行政検査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） ・ <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる</u> ・ <u>医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う</u> 	<p>1 検査対象者について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、<u>別紙</u>に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下の<u>いずれかに該当する者</u>についても行政検査を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） ・ <u>症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者</u> ・ <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結</u>

<p>2 検査を行う際の留意点について (略)</p> <p>(2) (1) について、結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査と並行して<u>PCR検査を行うこと</u></p>	<p><u>果、新型コロナウイルス感染症と疑う者</u></p> <p>2 検査を行う際の留意点について (略)</p> <p>(2) (1) について、結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査結果を待つ必要は<u>ないこと</u></p>
---	---

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（抄）

第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

（1）定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。

（2）臨床的特徴等（2020年2月2日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト－ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

（3）届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

健感発 0207 第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところである。

別紙第 7 の 1（4）では、新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる患者の要件を、「患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない」としているところであり、これまでも各自治体の判断で検査が行われていることと承知しているが、今後、各自治体において新型コロナウイルス感染症を強く疑われる場合には、柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせする。

なお、管内で新型コロナウイルス感染症による集団発生を認めた場合には、厚生労働省健康局結核感染症課に一報願いたい旨も、併せてお知らせする。

事務連絡
令和2年2月25日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る検査については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号）を改正し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）において、新型コロナウイルス感染症について、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせし、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省結核感染症課事務連絡）により、行政検査の対象者などの事項について改めてお知らせしたところ です。

全国で新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備いただいているところですが、現状、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態であり、こうしたクラスターの発生等により、一部地域において、一時的に検査の需要が逼迫することが想定される ところ です。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る検査委託先の確保について、下記の通りまとめましたので、御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

また、新型コロナウイルスが疑われる者への検査については、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省結核感染症課事務連絡）を踏まえて適切に実施いただきますようお願いいたします。

記

1 近隣自治体における検査受託の協力について

新型コロナウイルス感染症の行政検査について、地域における小規模患者クラスターの発生等により、一時的に、地域内で多数の検査を要する状況が生じ、管轄内の地方衛生研究所等のみでの検査の実施が困難なことから、近隣の都道府県等に対し当該検査の受託の協力依頼があった場合には、依頼を受けた都道府県等は、管轄内の地方衛生研究所等の検査の受託状況を踏まえ、積極的に検査の受託に協力をいただきたくようお願いしたい。

2 調整がつかない場合の連絡について

1により、近隣の都道府県等に検査受託の協力を行ったが、検査実施先の調整が困難な場合は、厚生労働省に相談すること。なお、検査実施先の確保が困難な場合は、国立感染症研究所において、都道府県等の検査の受託を行うことが可能であるため、その点も含めて相談すること。

3 その他

「新型コロナウイルスに関する検査体制の確保について」（令和2年2月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）で、民間検査機関に検査を委託する場合の取扱いについてお知らせしているとおり、民間検査機関の活用も可能であるので、検査委託先の検討に当たっての参考としていただきたい。

【問い合わせ】

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部
(検査班)

担当：黒岩、伊東

電話番号：03-5253-1111（内線：8084）

：03-3595-2305（直通）